



令和7年度

旭川市の除排雪と地域総合除雪体制

**土木部 雪対策課
土木事業所**

ASAHIKAWA CITY

旭川市の除排雪～地域総合除雪体制



半年近くの長い間を雪と共に暮らす旭川市民にとって、安全で快適な冬道の確保は市民生活や経済活動を営む上でたいへん重要なものとなっています。少子高齢社会の進展や除雪の担い手の確保のほか、気象状況の変化への対応など、除排雪をとりまく環境はより厳しさを増しており、「市民・除雪企業・行政」がそれぞれの役割を担い、連携しながら協働により雪対策を進めることが必要です。

地区除雪連絡協議会の設置

本市では、地域総合除雪体制として、市内を9つの地区に分け、市民・除雪企業・行政の三者で構成する地区除雪連絡協議会を設置しています。

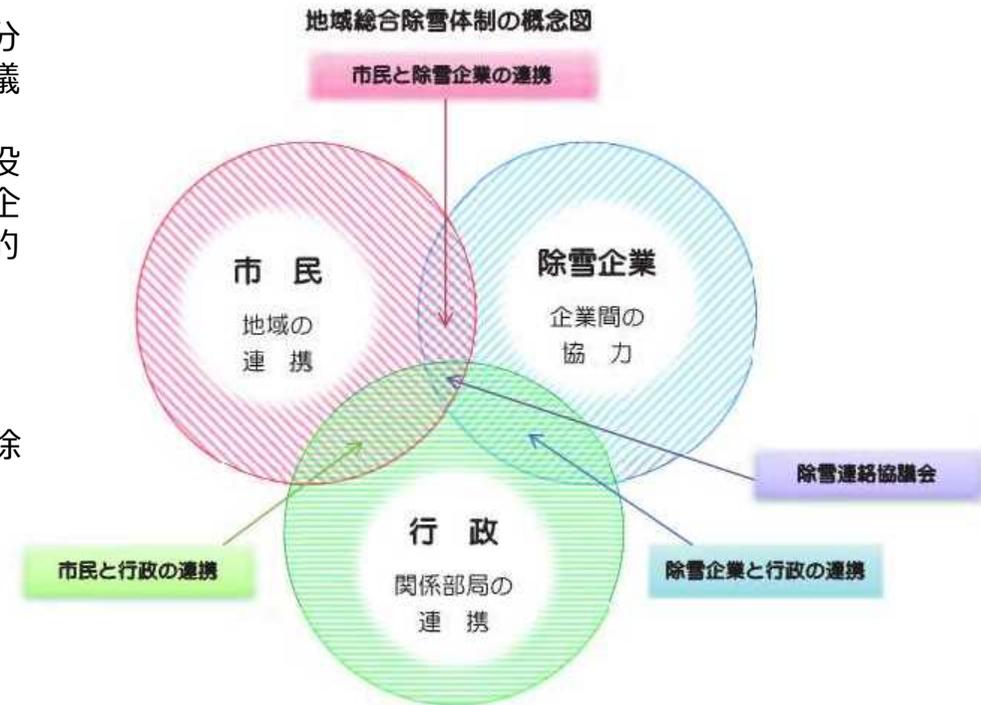
地区除雪連絡協議会には、市民の代表として市民委員会の役員や町内会長などが参画し、地域での除排雪の考え方や除雪企業の作業方法などについて協議することで、効率的かつ効果的な除雪作業の実施に努めています。

除雪センターの設置

市内を4つの地区に分けて業務を委託し、作業基地となる除雪センターを設置しています。

○除雪センターの役割

- ・ 気象情報の把握と予測及び毎日の降雪量の測定
- ・ 企業と地区除雪連絡協議会など市民との連携や連絡調整
- ・ 地域住民の問合せ窓口



旭川市の除排雪～地域除雪活動



旭川市では、行政による地域への協力・支援を行いながら、地域の住民が一体となって市民協働で雪の課題に取り組む地域除雪活動を推進しています。



どうして地域除雪活動が必要なの？

市民ニーズの多様化や除雪マナーの低下、除雪の担い手や地域の雪押し場の不足など、地域の雪の課題が多くなってきています。市民・企業・行政がお互いに連携し協力し合いながら、地域で一体となって取り組むことで、地域の連帯感や豪雪時などの防災力の向上、地域の助け合いによる除雪の担い手確保などが図られます。



地域除雪活動ってどんなことをするの？

- パトロール・説明会など除雪の啓発活動
- 地域の雪押し場の確保
- 小型除雪機などを活用して地域内を除雪
- 歩道などの砂散布
- 住民が協力して除雪弱者の自宅周辺を除雪など

地域の雪押し場の確保

継続

- 雪押し場としての公園利用
 - ・町内会や市民委員会単位で一定のルールを定めた覚書を取り交わすことで公園への雪入れが可能
 - ⇒雪入れは人力のみで機械投雪禁止
 - ⇒利用団体が定期的にパトロールを実施
 - ⇒融雪作業やごみ清掃などを実施
 - 【お問い合わせ】公園みどり課 25-9705
- 地域の雪押し場としての空き地確保
 - ・町内会や市民委員会と空き地の所有者と協議の上、無償で借用できる場合に道路除雪の雪を堆積
 - ※除雪作業の都合で使用しない場合があります。
 - 【お問い合わせ】土木事業所 36-2244
- 地域主体の雪押し場としての空き地確保
 - ・永山第3地区市民委員会では、昨年度、空き地の所有者と協議の上で3箇所を借用し、地域の雪を堆積できるよう取り組まれています。

旭川市の除排雪～地域除雪活動

冬みち市民パトロールの実施

拡充

- 三者合同パトロール
- ・「道路への雪出し」や「路上駐車」について、地域（市民）・除雪センター・旭川市の三者でパトロールを月一回程度実施します。
- ※パトロールを実施する路線の町内会には後日連絡しますので、御協力をお願いします。

◆事例紹介

- ・永山第3地区市民委員会「安全・快適な冬の生活道路を守る事業」
 - ・神楽岡地区市民委員会「協働の除排雪による地縁組織づくり事業」
- 市民委員会と地域の町内会で実行委員会を構成し、冬の道路環境を守る活動を行っています。企業や行政と一体となって、路上駐車や雪出しを防ぐためのパトロールやチラシの配布、のぼり旗の設置など啓発活動を実施するとともに、除排雪を円滑にするため、地域にある空き地を確保するなどの取り組みを進められています。
- このほかにも、落雪や雪庇等の危険家屋の位置を把握し、冬の安全な道路環境づくりに取り組まれています。



永山第3地区市民委員会
令和7年2月24日 三者合同パトロール



神楽岡地区市民委員会
令和7年2月28日 三者合同パトロール

地域除雪活動に使用する用品の貸出し 新規

- 啓発のぼり、マグネットの貸出し
- ・除雪連絡協議会のアイデアにより、雪出し禁止ののぼりや雪出し行為パトロール中と印刷したマグネットを作成しました。地域によるパトロール等に是非ご活用下さい。
- ・貸出についてのお問い合わせ
雪対策課 25-6225



旭川市の除排雪の計画と予算



持続可能な除排雪体制の構築に向けた取組

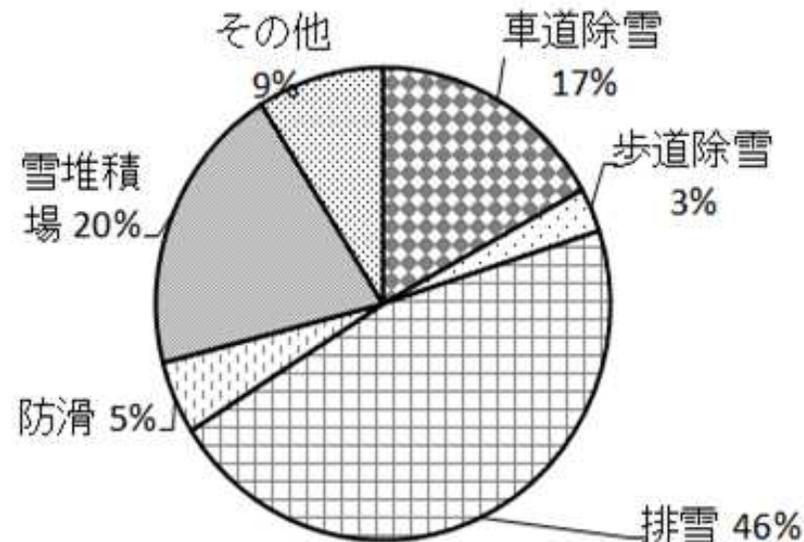
- 令和7年度除雪予算 35億2,830万円
- 生活道路の排雪2回を継続
- 除雪DX※の推進

[令和7年度の除雪計画]

車道除雪延長	約2,136km
歩道除雪延長	約 580km
排雪延長	約1,539km
除雪費	約35.3億円
市民一人当たりの除雪費用	約11,300円
一世帯当たりの除雪費用	約20,000円

※DX：デジタルトランスフォーメーションの略。
環境や時代の変化に対応するため情報技術を活用し、
業務やサービスを変革させること。

[令和7年度除雪事業（35.3億円）]



除雪費の約半分を排雪費用が占めています。
その年の排雪量が除雪費に大きく影響します。

旭川市の除排雪基準



[除排雪基準]

●幹線道路 バス路線など 交通量の多い道路	<ul style="list-style-type: none">・新たに降り積もる雪の深さ10cmを目処に除雪出動・定期的にわだち削りを実施・道路幅員が狭くなり所定の幅員を確保できなくなった場合は排雪作業を実施【基本3回】
●生活幹線道路 ●生活道路 交通量の少ない 住宅地の道路	<ul style="list-style-type: none">・新たに降り積もる雪の深さ15cmで車両走行に支障が生じると予想される場合に除雪出動・30cm程度の圧雪路面で管理・圧雪路面を削り取る雪割除雪を実施
●歩道	<ul style="list-style-type: none">・中心市街地や通学路などで通行できる幅が2m以上の広い歩道で実施・新たに降り積もる雪の深さ10cmを目処に出動

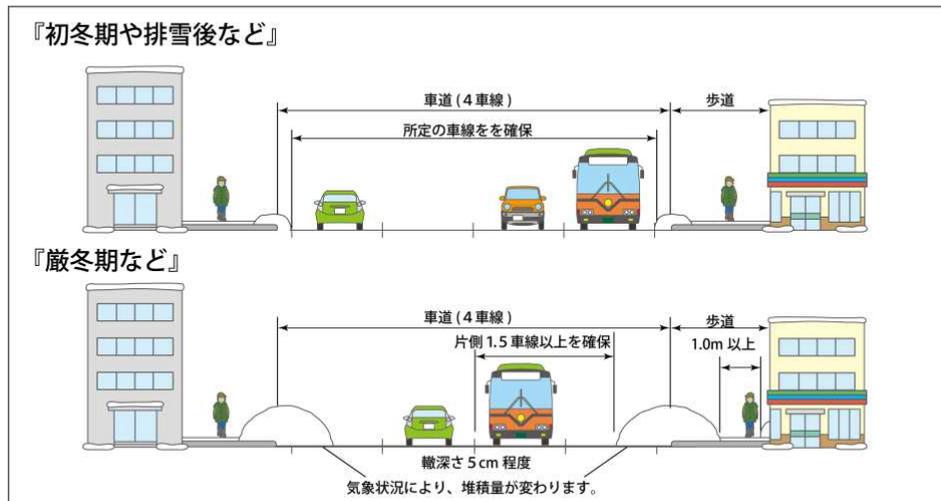
[その他の作業]

●防滑（砂散布）	<ul style="list-style-type: none">・滑りやすい坂道、幹線道路の交差点や横断歩道にスリップ事故防止効果の高い粗めの砂を散布
●通学路対策など	<ul style="list-style-type: none">・通学児童などの安全確保のため学校周辺部や通学路交差点などの除排雪の強化・小中学校の周辺を優先して除雪作業を実施

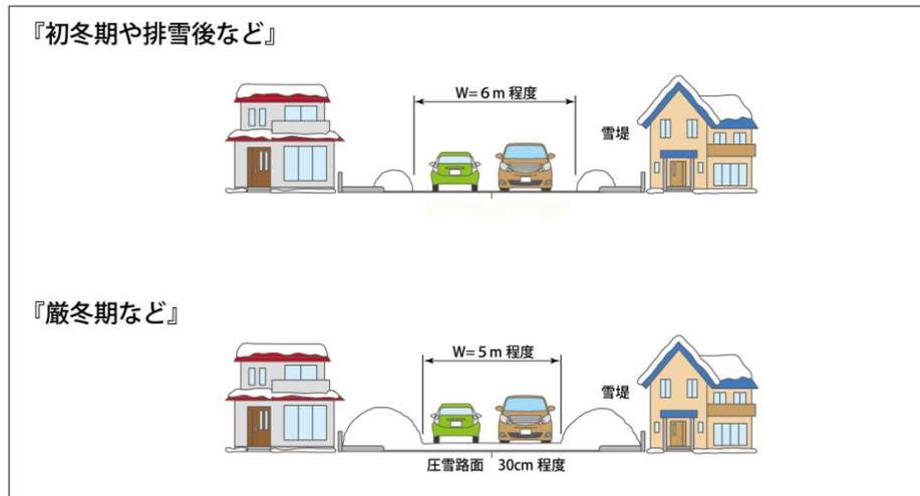
路線ごとの除排雪水準



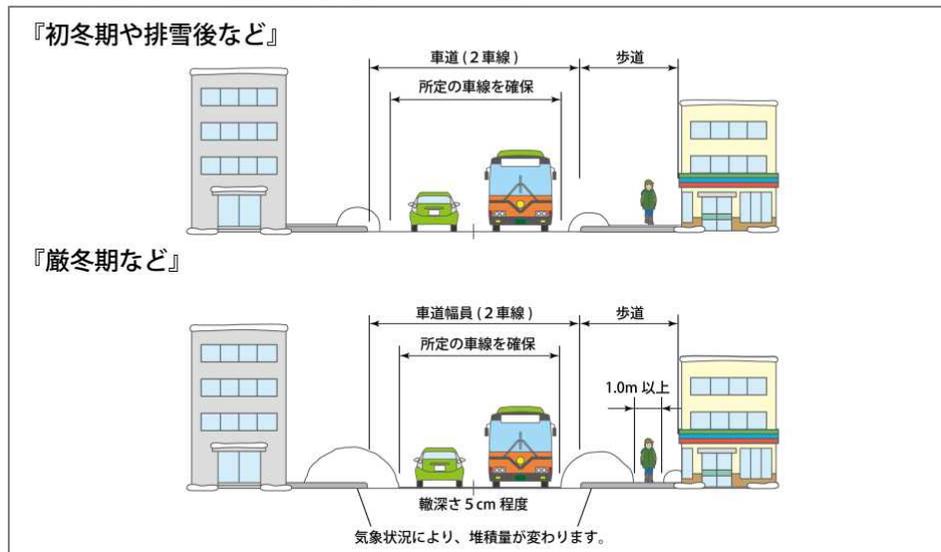
幹線道路 4車線



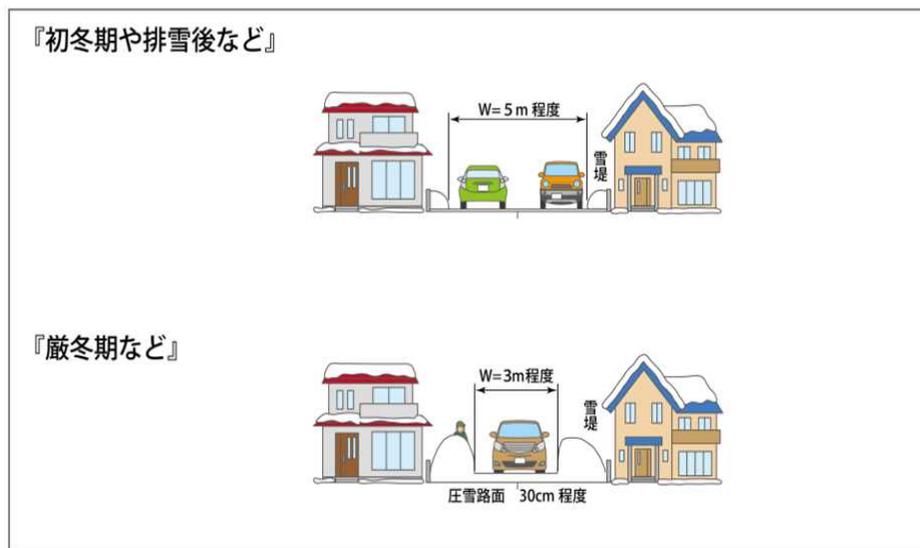
生活幹線道路



幹線道路 2車線



生活道路



上記の基準で管理することが困難な道路は、特殊道路除雪路線として、必要に応じて除雪作業を実施します。

旭川市の除雪に関する支援制度



タイヤショベル・ダンプトラックの貸出し **継続**

- 自主的に道路の除排雪を実施する町内会などにタイヤショベル又はダンプトラックのどちらか一方を無償で貸し出します。

- ・期間 12月20日～3月20日
1シーズン1回
- ・お問い合わせ
該当地区除雪センター
- ・受付時間 9:00～17:00



小型除雪機等の貸出し **継続**

- ボランティア活動として高齢者や障害のある方の住宅内の除雪をされる方、又は自主的に道路を除雪される町内会に対し、小型除雪機や移動式小型融雪機を無償で貸し出します。

- ・期間 12月20日～3月20日
1シーズン2回まで
- ・燃料費、電気代の負担
ボランティア ⇒ 市負担
道路除雪 ⇒ 利用者負担
- ・申請方法
雪対策課に電話で予約状況確認
使用希望日の7日前までに
持参又は郵送により申込書提出
- ・お問い合わせ
雪対策課 25-6225



住宅入口に雪を残さないよう配慮する制度 **継続**

- 高齢者（80歳以上又は70～79歳で要支援1以上か同程度の方）及び身体障害者手帳1・2級の方で構成される世帯で、自分や家族で道路除雪作業後に残される雪の処理が困難な場合に、住宅出入口部分の道路上の歩行通路幅に雪を残さないよう配慮する制度です。

- ・申請・認定に関するお問い合わせ(今年度の申請受付は終了しました)
70歳以上の高齢者（長寿社会課25-6457）
70歳未満の身体障害者（1・2級のみ）（障害福祉課25-6476）
- ・除雪作業に関するお問い合わせ（土木事業所36-2244）
- ・地域の方が実施する取組に関するお問い合わせ
（長寿社会課25-6457）

高齢者等屋根雪下ろし事業 **継続**

- 高齢者等が居住する家屋の屋根の雪下ろしを自力や家族などで行うことが困難な場合に、非課税世帯に対し、雪下ろしとそれに伴う排雪などにかかる費用の一部を助成（長寿社会課25-6457）

福祉除雪ボランティアマッチング事業 **継続**

- 高齢者等の世帯で、除雪が困難な場合に有償ボランティアにより玄関前から道路までを除雪する事業（社会福祉協議会90-1449）

旭川市住宅雪対策補助制度 **継続**

- 融雪施設設置工事に要する費用の一部を市が補助する制度（建築総務課25-9708）（今年度の申請受付は終了しました）

令和7年度の取組

[1]除排雪事業の業務体制(1/2)

除雪センター機能の集約と充実

拡充

☆令和6年度の取組

- 担い手不足等の課題や働き方改革に対応し、効率的かつ効果的な人員配置によるセンター運営体制を構築するため、**中央地区、豊岡・東旭川地区、東光地区の除雪センターを試行的に集約、1箇所**で運営しました。
- 取組の結果、センターの管理機能や改善要望窓口集約で路面状況の把握や解消に効果。
- 道路パトロール体制の拡充で路面状況把握能力が向上、路面状況改善に効果。
- センター統合に関する問合せや苦情等はなし。

☆市民意見の聴取

- 除雪センターの集約に関する検証結果を踏まえ、6月の地区除雪連絡協議会総会で、他の6地区除雪センターの集約案を提示
↓
集約拡大に**約81%の理解**

☆令和7年度の取組

- 担い手不足等の課題や働き方改革に対応した安全で合理的な業務体制を構築するため、試行的な集約を拡大し、
中央地区、神楽地区、北星地区、永山地区、合計4箇所の除雪センターで運営します。

【除雪センター開設期間（時間）及び連絡先】

担当地区名	住所	※1	開設時間			
			11月10日～ 11月19日	11月20日～ 11月30日	12月1日～ 3月上旬	3月上旬～ 3月31日
中央地区 統合除雪センター	中央地区 豊岡・東旭川地区 東光地区	東光22の8 東光スポーツ公園球技場 管理棟内	76-1303	8:00 ～17:00	24時間	8:00 ～17:00
神楽地区 統合除雪センター	神楽・緑が丘・西神楽地区 神居地区	神楽3の6 神楽市民交流センター別棟内	73-8608		※2	
北星地区統合除雪センター	北星・江丹別地区 春光・春光台・鷹の巣地区 末広・東鷹栖地区	花咲町1 花咲スポーツ公園テニスコート 管理棟内	76-1250	8:00 ～17:00	5:00～22:00	8:00 ～17:00
永山地区 統合除雪センター	永山・新旭川地区	永山6の18 永山中央公園管理事務所内	76-1801			

※1 今年度から電話番号が変わりましたのでお掛け間違いのないよう御注意ください

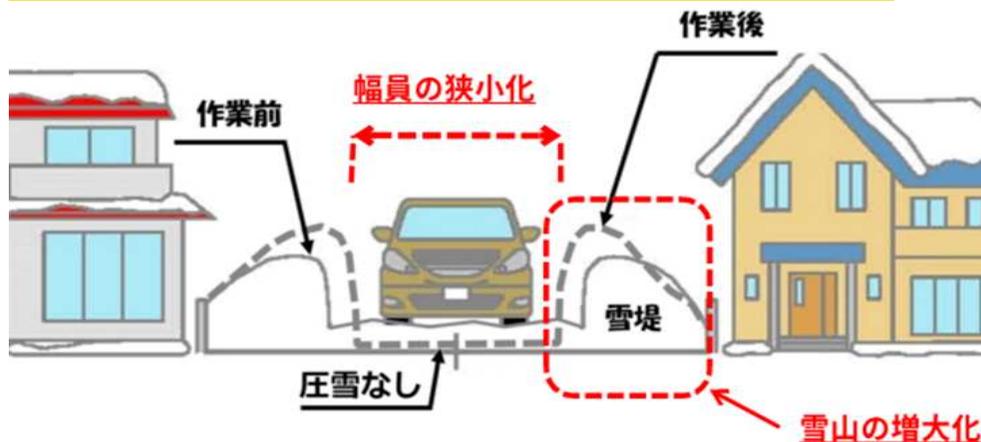
※2 11月20日～3月上旬まで神楽・北星・永山統合除雪センターへの夜間のお問い合わせは、中央統合除雪センターで対応します

令和7年度の取組その2

[1]除排雪事業の業務体制(2/2)

気候変動をふまえた路面管理対策

新規



ザクザク路面の影響を少なくするためには
⇒初冬期の圧雪厚を薄く管理することが重要

- 計画的な作業による圧雪厚の抑制
 - ・ 初冬期に気象状況に応じて、計画的に生活道路の圧雪を取り除く作業を実施
 - 効率的かつ効果的な排雪作業による予防的対策の強化
 - ・ 生活幹線道路の年内排雪推進でザクザク路面の抑制と雪置き場を確保
 - ・ 圧雪を取り除く作業により交差点の雪山が増大
- ⇒パトロールで状況を把握し必要に応じた交差点の排雪
- 市民理解に向けた情報発信の強化
 - ・ 路面悪化やザクザク路面の対応状況を発信

まちなかの道道の一部を市により除排雪

新規

- まちなかの道道を北海道から一部受託
- ・ 今シーズンから、まちなかにおける冬期の通行性の向上と除排雪作業の効率化を図るため、**緑橋通と1条通の一部の道道区間を旭川市が除排雪を行います。**



※図の **■** の道道は、市が除排雪を行いますので、除排雪に関するご要望は、旭川市土木事業所へご連絡ください。

令和7年度の取組その3

除排雪作業における安全性の向上

新規

- 排雪作業現場に専任の現場担当者を配置、巡視の強化
- 交通誘導警備員の配置強化
- 作業範囲の明確化による現場管理の強化
 - ・ 排雪作業中を表記したのぼり、バリケードやセーフティコーンの設置で作業範囲を明確化し、注意喚起を強化
- 除雪グレーダへの後方カメラやセンサー設置の推進
- ・ 入札参加に必要な除雪グレーダ台数に安全補助装置の取付を義務化し、安全対策を推進

ICT※の活用による除雪DXの推進

拡充

- 除雪作業の省力化や効率化による生産性の向上
- ◆ 積雪センサー・ライブカメラの設置
 - ・ 郊外雪見パトロールの省力化、効率化に向けて12箇所増設
- 気象予測情報の活用（新規）
- ◆ ビジネス版気象アプリの導入
 - ・ 市域の広さから気象台の気象予報だけでは全域の予測は困難
 - 1kmメッシュの予報が可能なアプリにより、降雪予測の精度向上



※ ICT：情報通信技術

生活道路の排雪強化

継続

- 生活道路の排雪2回
 - ・ 令和7年度も当初から予算を確保

オペレータの確保と育成

拡充

- 除雪車両の運転免許取得支援を継続
- ・ 除雪の担い手育成のため、除雪関係業務を受託した企業に、大型特殊免許や大型免許の取得費用、建設機械運転技能講習費用を助成
- 道路除雪に係る表彰制度の拡充
- ・ 除雪業務における担い手確保への支援として、除雪企業の社会的評価の向上及び従事者意識の高揚を図るため、本年度、対象や基準を拡充表彰を実施

学校周辺の除排雪強化

継続

- 始業式前までに学校周辺の排雪や全市一斉の歩道除雪を実施

令和7年度の取組その4



[2]除雪の見える化(情報発信の充実)

除雪状況や排雪予定をHPやSNSで発信

継続

除排雪に関する様々な情報をホームページやSNSで適時配信しています。除排雪作業のハイシーズンには週に2～3回更新しています。



除雪車両の走行経路の公開



深夜から早朝にかけての新雪除雪や路面整正作業について、除雪車が走行した経路を公開

各種SNSにて
除排雪状況の公開

【幹線道路の2回目の排雪が完了しました】
円滑な交通の流れを確保するため、1月6日から27日にかけて幹線道路の2回目の排雪作業を実施しました。私備除雪を併用するなど工夫も行っていきます。引き続き2月1日から幹線道路の3回目の排雪を実施予定です。
http://asahi-kawa.tokushima.jp/snow/442.html



除雪オペレータ動画 (Webで配信)

継続

除雪に関する周知動画を是非御覧ください。ホームページで公開しYouTube配信しています。



除排雪に関する通報フォームの開設

継続

今年度も除排雪に関する改善要望などを通報できる専用フォームを降雪期に「くらしのアプリ」内に開設します。写真や位置情報を添付して通報することができます。

生活道路の排雪計画を公開



あさひかわ 暮らしのアプリ



これらの情報や通報は、くらしのアプリの「除雪」ボタンから



ダウンロードは👉コチラ

不具合の 카테고리を選んでください

- 必須
- 除雪に入っていない
 - 除雪の仕方が悪い
 - ザクザクで走れない
 - 雪の置き方について 除雪で物が破壊
 - 開口の処理について
 - 交差点の雪について
 - 道路幅を広げてほしい
 - 除雪の対象にしてほしい
 - 除雪してほしい 砂播きしてほしい
 - 屋根雪について 氷取りしてほしい
 - 雪堆積について 路上駐車について
 - 雪出しについて その他

不具合が生じている箇所を教えてください



不具合の写真を撮影してください

必須

①近景 (詳細がわかる画像) 必須

②遠景 (全体がわかる画像)

通報フォームのイメージ



令和7年度の取組

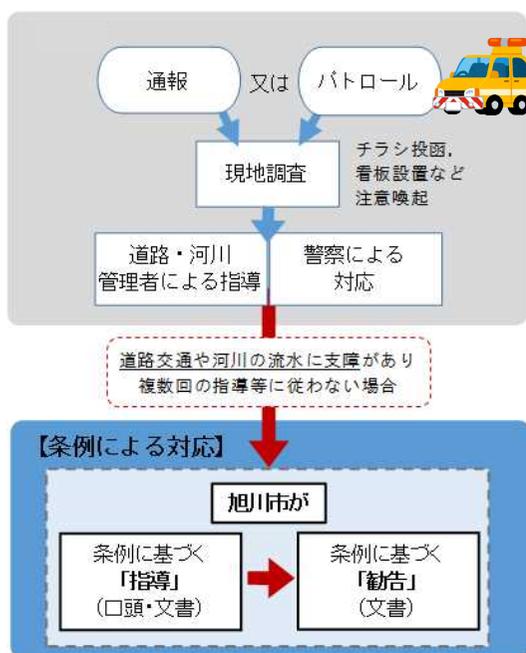


[3]除雪マナーの向上

条例に基づく対応や体制

継続

- 雪対策基本条例（R5.9制定）の概要
 - ・雪処理のルール[※]の遵守及びマナーへの意識の高揚を目的
 - ・市民や事業者の遵守事項として、「敷地内からの道路や河川への雪出し行為の禁止」、「路上駐車により除雪作業の支障とならないよう努める」ことなどを規定。
 - ・法令の罰則規定適用に繋ぐ前段の措置として雪出し行為への「指導」や指導に従わない場合の「勧告」を規定



周知啓発の強化

継続

- 広報プロモーションの実施
 - ・テレビCM、SNS広告、ポスター、特設サイト等を活用し雪処理のルール・マナーや除排雪の仕組み等を発信します。



パトロールの強化

継続

- パトロール車による広報
 - ・除排雪企業のパトロールカーに拡声器を設置し、雪処理のルール・マナー、路上駐車などについて広報します。
- 除雪作業後の雪出し確認など、職員の早朝パトロールを実施します。



令和7年度の取組

[4]市民意識の啓発活動

除雪相談会の実施

継続

本格的な除雪シーズンを迎えるにあたり、地域における除雪の課題を市民・除雪企業・行政が共有し、課題解決に向けて取り組むことのほか、除排雪業務に対する相互理解を図ることを目的として市内9地区で道路除雪の相談会を実施します。
各地区の開催日時は、右表をご覧ください。

(過去の主な相談内容)

- ・ 除排雪の作業や出勤などの基準の確認
 - ・ 除雪時の雪の置き方の確認や改善要望
 - ・ 作業方法の改善要望
 - ・ 間口処理の確認や改善要望
 - ・ 道路への雪出しに当たるかの確認
 - ・ 道路への雪出し箇所の情報提供
 - ・ 砂まき要望
- ・・・など

地区の除雪センター職員と本市担当職員が直接ご相談を受けます。
冬期の道路の除排雪について、日頃から不安に思っていることや苦勞していること、疑問に思うことをお気軽にご相談ください。

【お問い合わせ】 土木事業所 36-2244

令和7年度 道路除雪の相談会日時・会場

地区名	日時	会場
豊岡・東旭川	11月26日(水) 13:00~17:00	豊岡3条3丁目 東部まちづくりセンター 会議室
神楽・緑が丘・西神楽		神楽3条6丁目 神楽公民館 第3学習室 (神楽市民交流センター2階)
春光・春光台・鷹の巣		春光台3条5丁目 春光台地区センター 1階会議室
永山・新旭川		永山3条19丁目 永山公民館 中会議室
中央	11月27日(木) 13:00~17:00	7条通10丁目 旭川市第二庁舎4階 会議室4A
北星・江丹別		北門町8丁目 北星公民館 講座室
神居	12月2日(火) 13:00~17:00	神居2条9丁目 神居公民館 中会議室(神居支所)
東光	12月3日(水) 13:00~17:00	東光10条3丁目 東光公民館 第1・第2講座室
末広・東鷹栖		末広1条2丁目 末広公民館 2階講堂

除雪教室・出前講座の開催

継続

雪問題に対する市民の理解向上を図るため、除排雪基準や作業方法、条例に基づくルールやマナーについて共有します。

- 除雪教室⇒小学生を対象(11月中旬~翌年2月頃)
 - ・ 雪処理ルールや交通安全の講義, 乗車体験など
 - ※ 12月中旬以降は除雪機械見学等は原則実施出来ません
 - 出前講座⇒町内会や企業などを対象(5月~10月)
 - ・ 除排雪基準や作業方法, 雪処理ルールの講義
- 【お問い合わせ】 雪対策課 25-6225



ASAHIKAWA
CITY

令和 7 年度 除排雪に関する市民アンケートの結果

アンケートの概要

【アンケートの目的】

本市の除排雪事業における令和 6 年度の評価や市民ニーズの把握を行うため

【調査方法】

令和 6 年度調査と同様にインターネット上に専用フォームを設け調査を実施しました。

併せて市内の町内会長等で構成される地区除雪連絡協議会会員に用紙を郵送し、回答を求めました。

- ・一般向け：広報誌、ホームページ、SNS、チラシ・ポスター、くらしのアプリ等で二次元コードを周知し、専用フォームで回答を受付
インターネット環境のない方向けに各支所、公民館等にて用紙を配布し、紙による回答も受付
- ・地区除雪連絡協議会会員向け：対象者に用紙を郵送（1,361件）し、返送を依頼
専用フォームによる回答も併用

【調査期間】

令和 7 年 6 月 1 8 日（水）から 7 月 1 8 日（金）まで

【回答数】

2, 8 5 1 件（昨年度 4, 1 9 9 件）

【調査結果の表し方】

回答率の百分率は少数第 1 位を四捨五入し、整数で表示しているため、回答率の合計が 100% にならない場合があります。

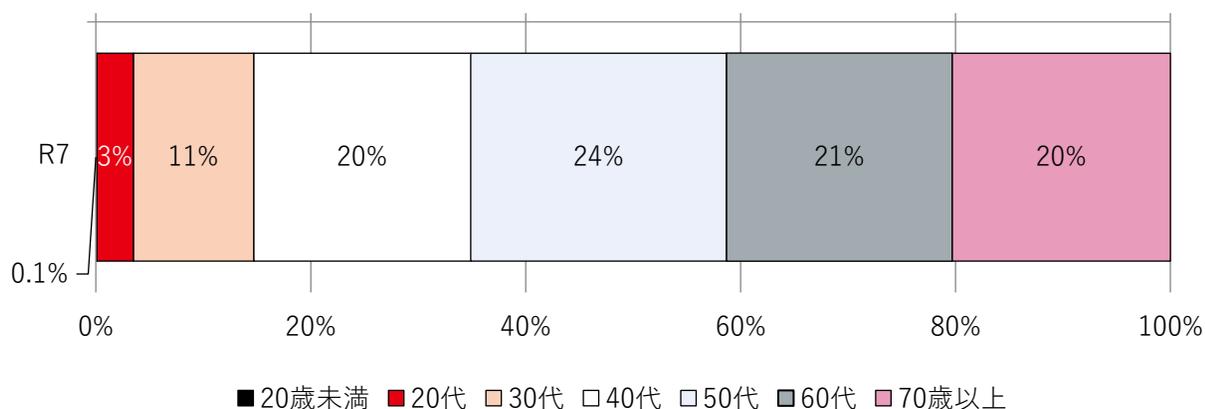


回答者のプロフィール

年齢層

【質問 1】

あなたの年齢（年代）を教えてください。



居住区域

【質問 2】

あなたのお住まいの地区（町内会の除雪連絡協議会）を教えてください。

地区名	有効回答数	割合
豊岡・東旭川	325	11%
東光	362	13%
神楽・緑が丘・西神楽	419	15%
神居	269	9%
中央	239	8%
北星・江丹別	273	10%
春光・春光台・鷹の巣	267	9%
末広・東鷹栖	252	9%
永山・新旭川	445	16%
合計	2,851	100%



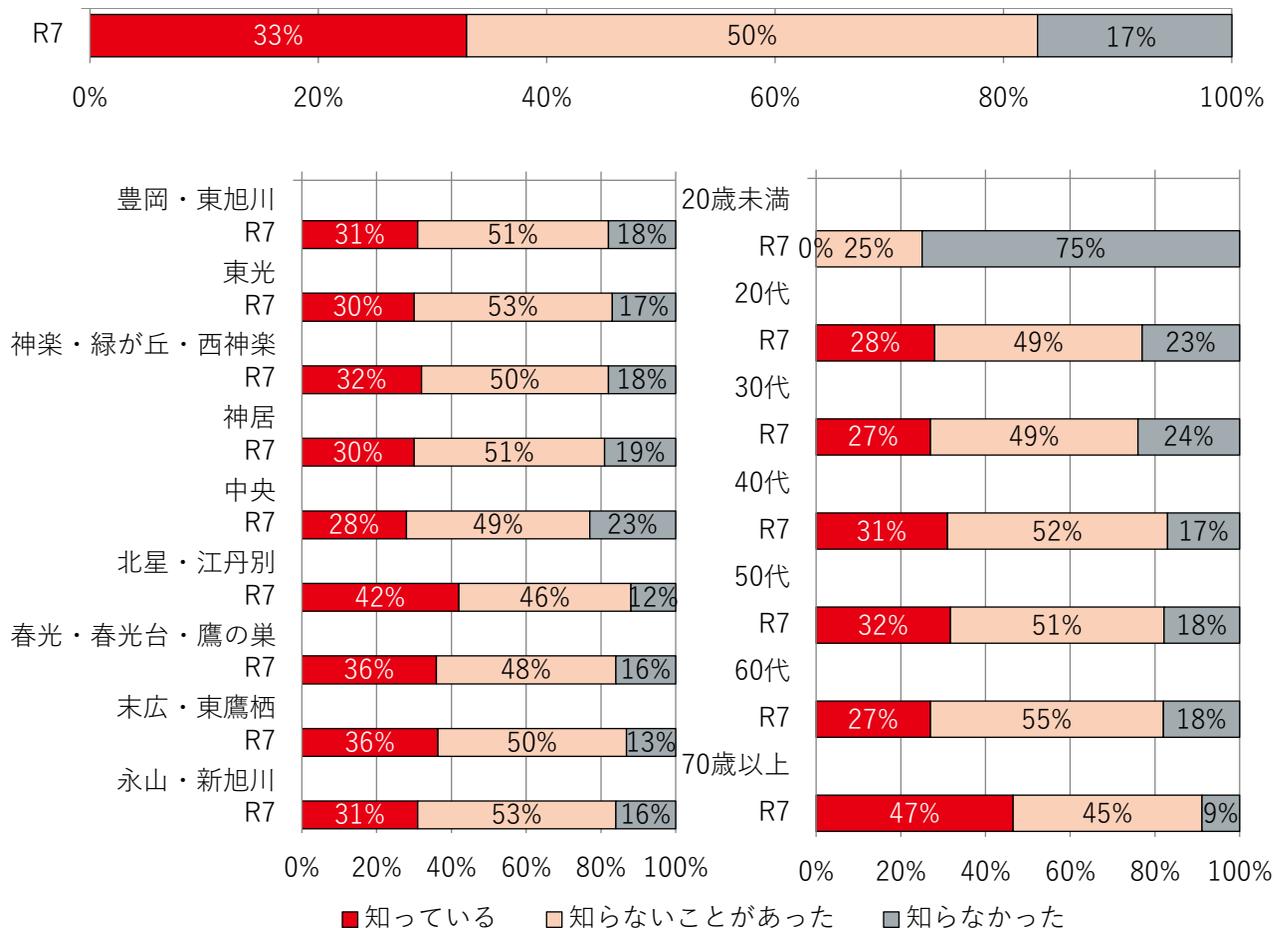
旭川市の除排雪について

- 旭川市では、除雪作業を実施する車道の距離は約**2,135km**（令和6年度実績）あり、バス通りなどの交通量の多い「**幹線道路**」と住宅街の「**生活道路**」に大きく分け、それぞれ**基準**を設けて作業しています。
- 除雪は、交通量の少ない深夜から朝方までの限られた時間で作業を終わらせるため、降り積もった雪を道路脇にかき分ける方法で除雪しています。玄関前に**残った雪は各家庭での処理**をお願いしています。
- 生活道路では、道路脇に積む雪の量や高さを減らすため、路面を30cm程度の圧雪で管理**しています。
- 雪を大型ダンプに積み込み河川敷などの雪堆積場に運ぶ排雪は、1日に300台以上の大型ダンプが作業するなどたくさんの車両と人員、時間が必要です。**幹線道路の排雪を一巡するのに2～3週間、生活道路は約1か月の期間**がかかります。

【質問 3】

上記の除排雪作業の仕組みや、旭川市の除排雪基準及び水準についてご存じでしたか？

<全体の結果>



旭川市の除排雪作業の仕組みや基準・水準は、「知っている」が全体の3分の1、「知らないことがあった」「知らなかった」が残り3分の2を占めました。

地区別では割合に大きな差異は見られませんが、年齢別では70歳以上の方は「知っている」がおよそ半数を占めたものの、20代から60代は3割前後の結果となりました。

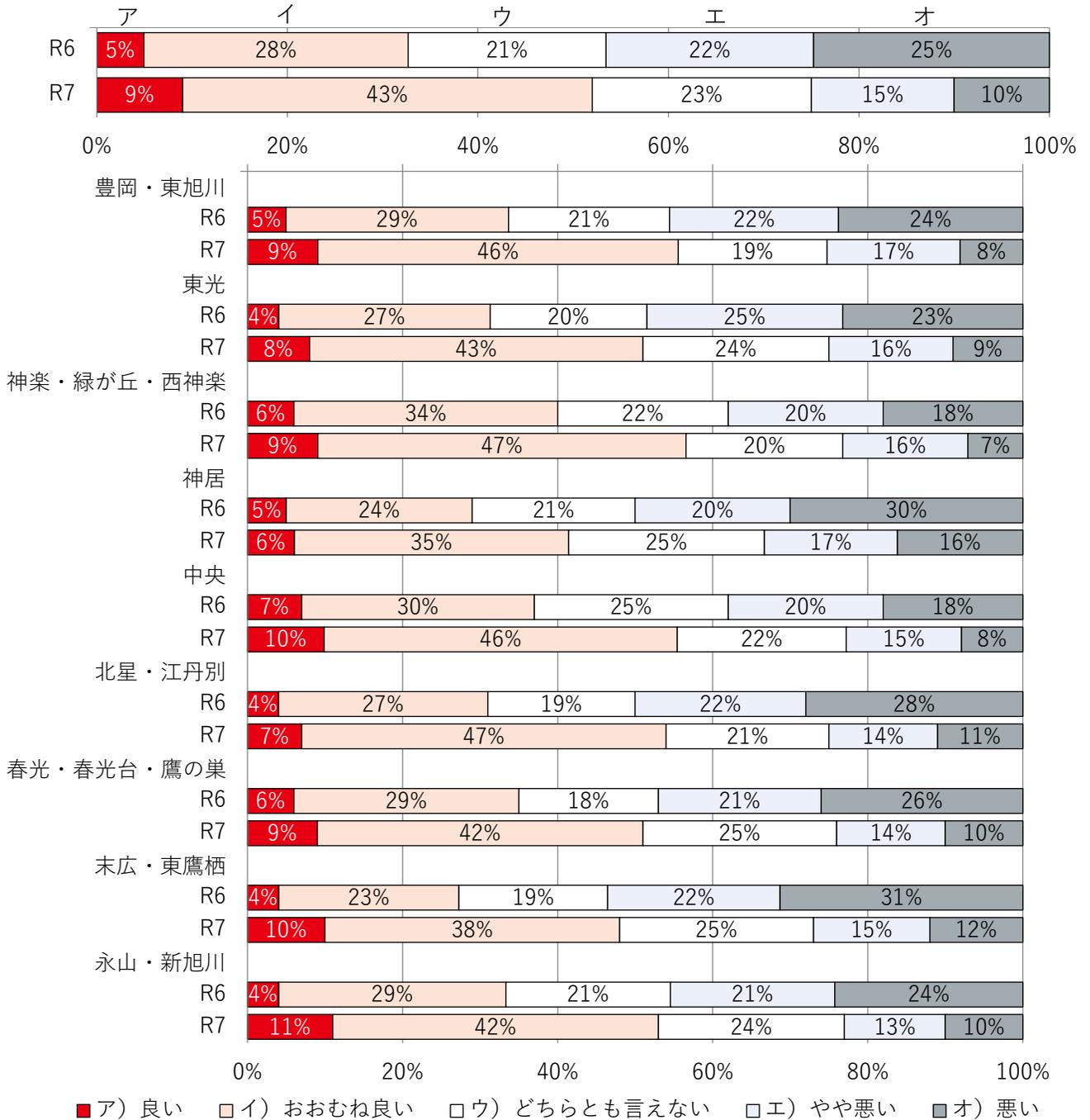


昨シーズン（令和6年11月～令和7年3月）の冬の状況について

【質問 4】

お住まいの地区の「幹線道路」の車の走りやすさは、例年と比べてどう思いますか？

<全体の結果>



幹線道路の車の走りやすさは、「ア) 良い」「イ) おおむね良い」の回答が52%、「オ) 悪い」「エ) やや悪い」の回答が25%となり、それぞれ前年度の33%、47%から評価が大きく改善しました。

地区別では、「神居」「末広・東鷹栖」以外の地区で「ア) 良い」「イ) おおむね良い」の回答が5割を超えた一方で、「神居」地区では「オ) 悪い」「エ) やや悪い」の回答が3割を超える結果となりました。

令和6年度調査と比較すると、全ての地区で評価が上がりました。

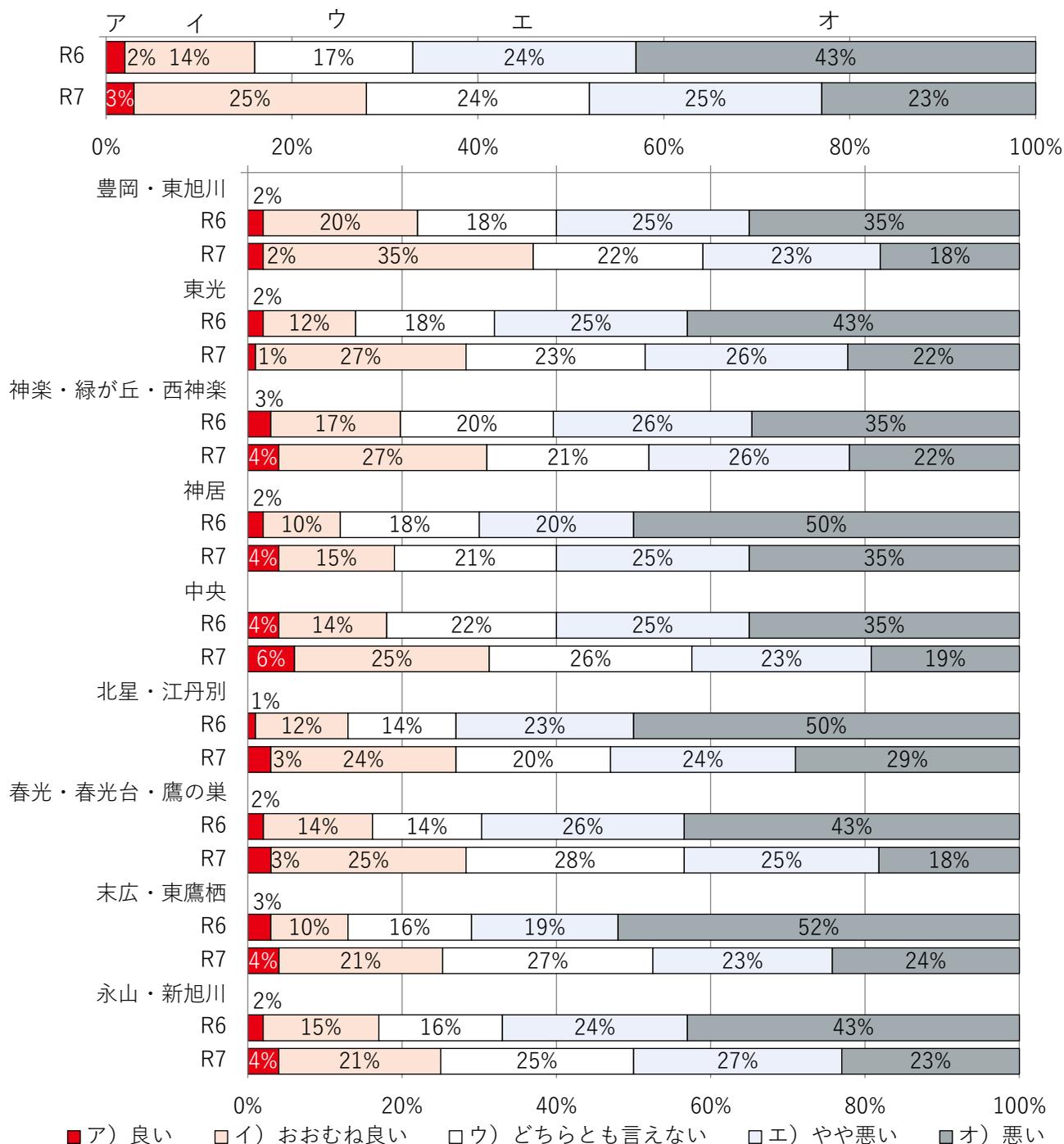


昨シーズン（令和6年11月～令和7年3月）の冬の状況について

【質問 5】

お住まいの地区の「生活道路」の車の走りやすさは、例年と比べてどう思いますか？

<全体の結果>



生活道路の車の走りやすさは、「ア) 良い」「イ) おおむね良い」の回答が28%、「オ) 悪い」「エ) やや悪い」の回答が48%と、それぞれ前年度の16%、67%から評価が改善しました。

地区別では、「豊岡・東旭川」地区で「ア) 良い」「イ) おおむね良い」の回答が4割近くとなった一方で、「神居」地区では「オ) 悪い」「エ) やや悪い」の回答が6割の結果となりました。

令和6年度調査と比較すると、全ての地区で評価が上がりました。

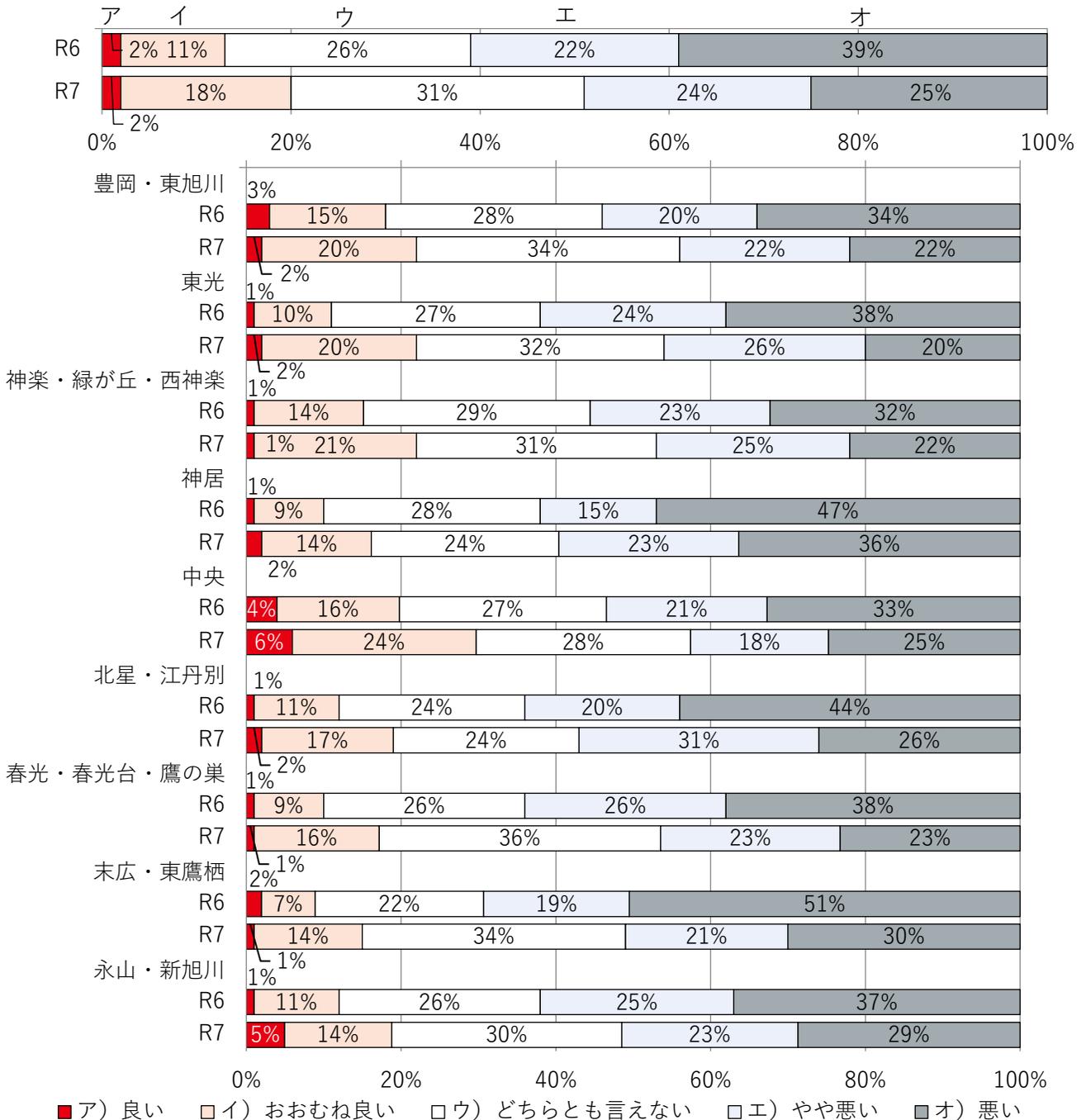


昨シーズン（令和6年11月～令和7年3月）の冬の状況について

【質問 6】

お住まいの地区の「歩道」の歩きやすさは、例年と比べてどう思いますか？

<全体の結果>



歩道の歩きやすさは、「ア) 良い」「イ) おおむね良い」の回答が20%、「オ) 悪い」「エ) やや悪い」の回答が49%となり、それぞれ前年度の13%、61%から評価が改善しました。

地区別では「中央」地区で「ア) 良い」「イ) おおむね良い」の回答が3割となった一方で、「神居」地区で「オ) 悪い」「エ) やや悪い」の回答がおよそ6割となりました。

令和6年度調査と比較すると、全ての地区で評価が上がりました。

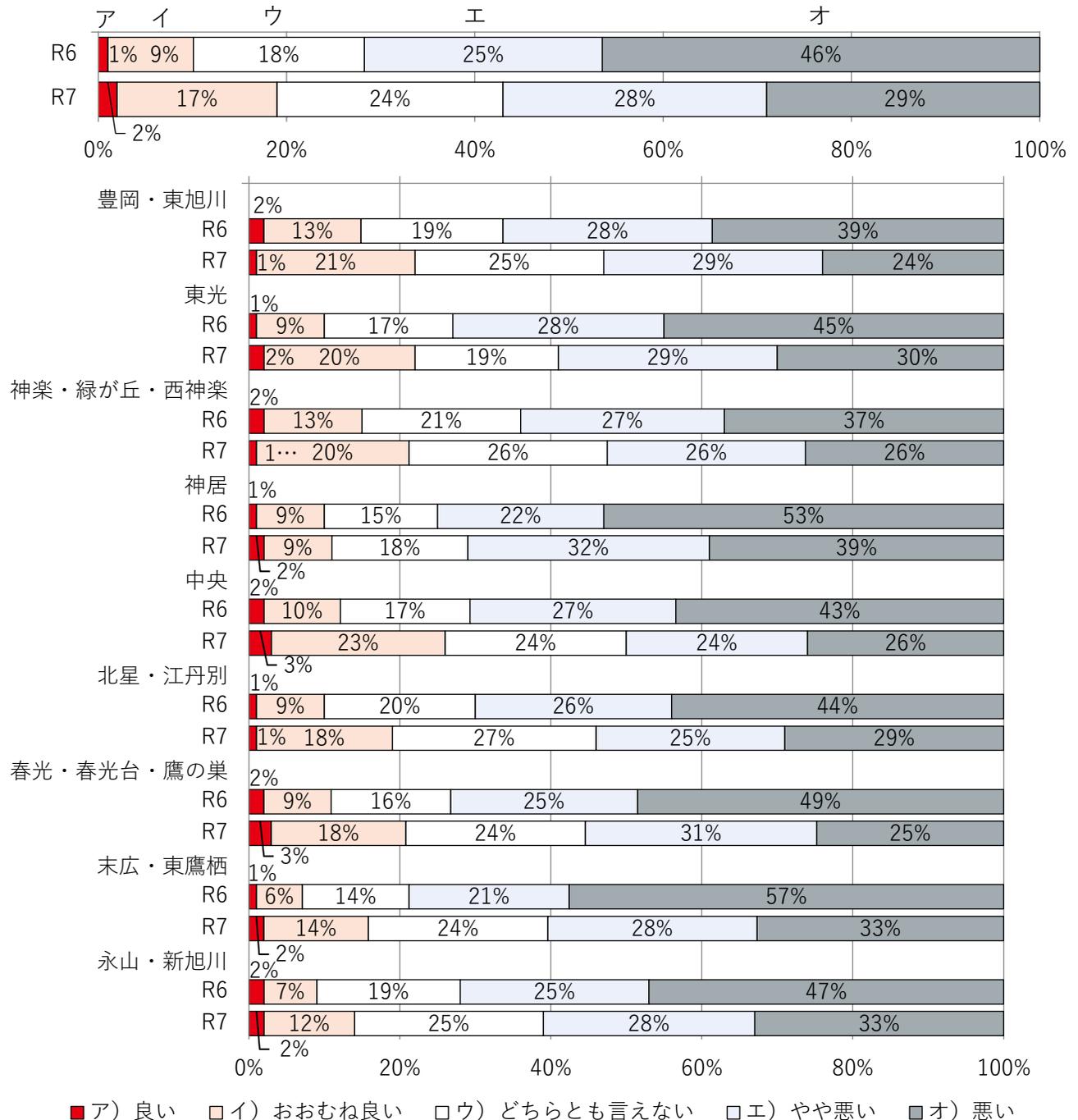


昨シーズン（令和6年11月～令和7年3月）の冬の状況について

【質問 7】

お住まいの地区の「交差点の見通し」について、例年と比べてどう思いますか？

<全体の結果>



交差点の見通しは「ア) 良い」「イ) おおむね良い」との回答が19%、「オ) 悪い」「エ) やや悪い」との回答が57%となり、それぞれ前年度の10%、71%から評価が改善しました。

地区別では、「中央」地区で「ア) 良い」「イ) おおむね良い」との回答が26%と前年度の2倍以上となった一方で、「神居」地区で「オ) 悪い」「エ) やや悪い」の回答が7割を超える結果となりました。

令和6年度調査と比較すると、全ての地区で評価が上がりました。

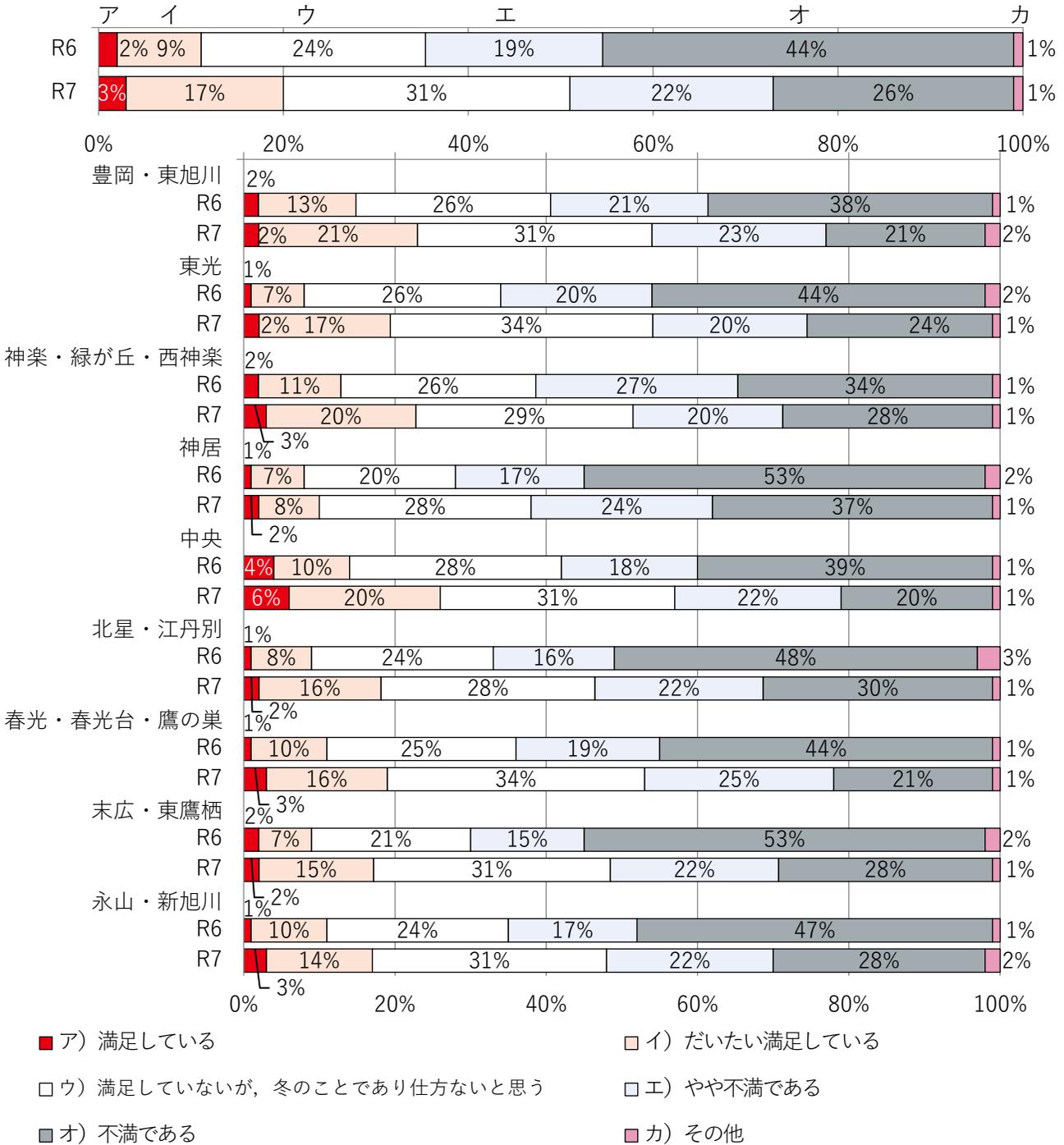


昨シーズン（令和6年11月～令和7年3月）の冬の状況について

【質問 8】

お住まいの地区の除雪状況を総合的に見て、例年と比べてどう思いますか？

<全体の結果>



除雪の総合的な評価は、「ア) 満足している」「イ) だいたい満足している」との回答が20%、「オ) 不満である」「エ) やや不満である」との回答は48%となり、それぞれ前年度の11%、63%から評価が改善しました。

地区別では、「中央」の3地区で「ア) 満足している」「イ) だいたい満足している」との回答が3割近くとなった一方で、「神居」地区で「オ) 不満である」「エ) やや不満である」との回答が6割を超える結果となりました。

令和6年度調査と比較すると、全ての地区で評価が上がりました。

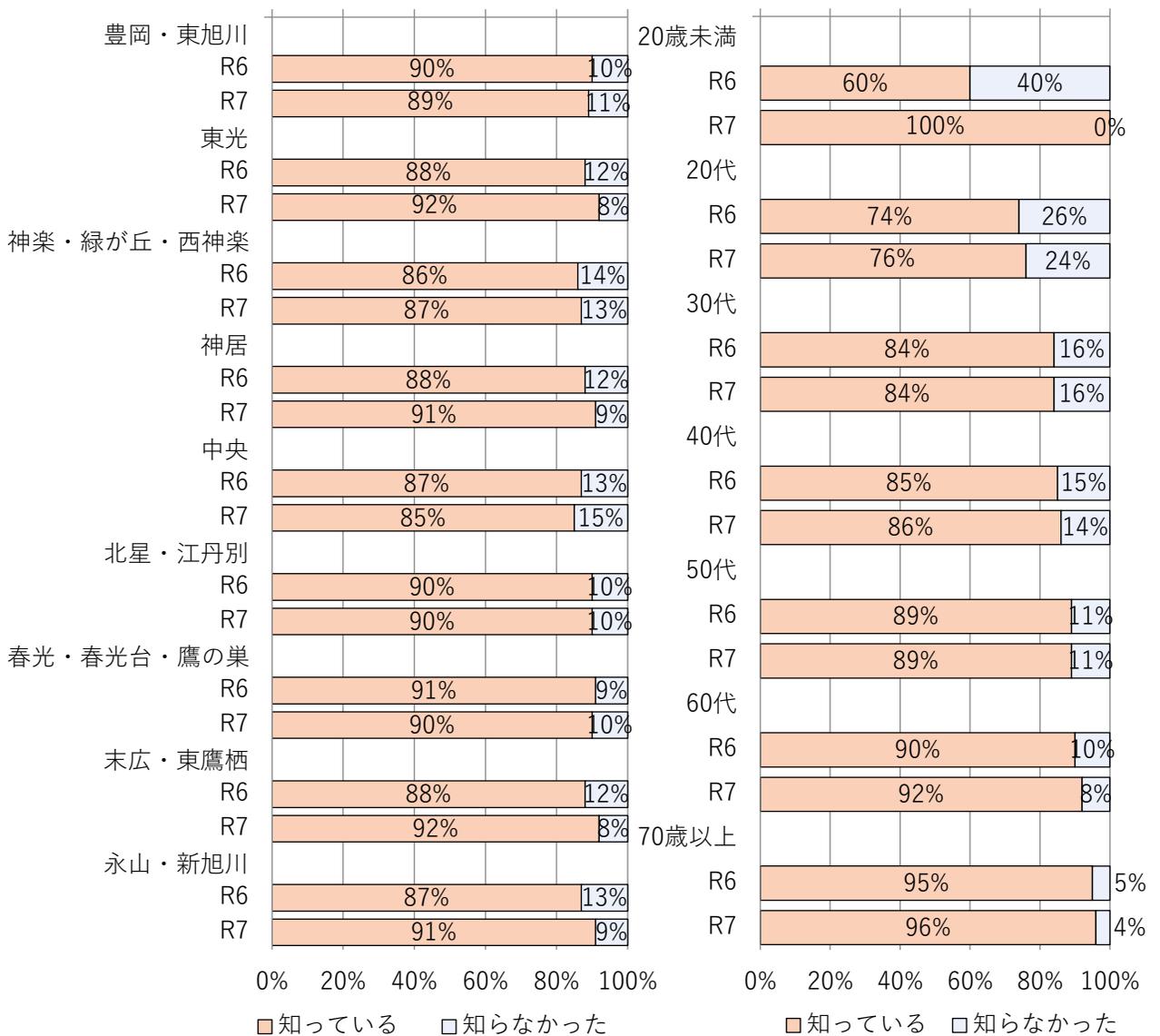
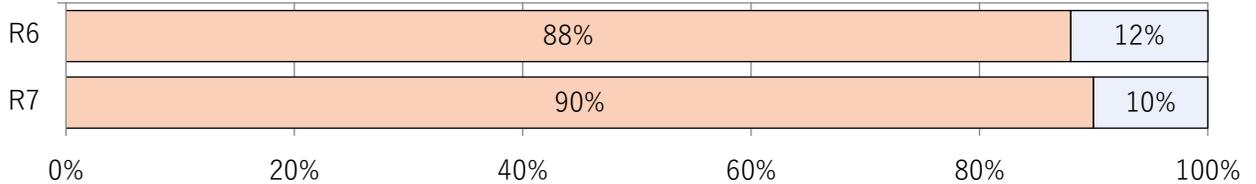


雪処理のルール・マナーについて

【質問 9】

令和5年9月に施行した旭川市雪対策基本条例では、敷地内の雪をみだりに道路に出してはならないと定めています。自宅や会社など敷地内の雪を車道や歩道に出すことは、道路法や道路交通法という法律で禁じられていることをご存じですか？

<全体の結果>



90%の方が法律で禁じられていることを知っていました。
年代別では「20代」で「知っている」との回答が8割を下回っていますが、年代が上がるごとに認知度が向上しています。

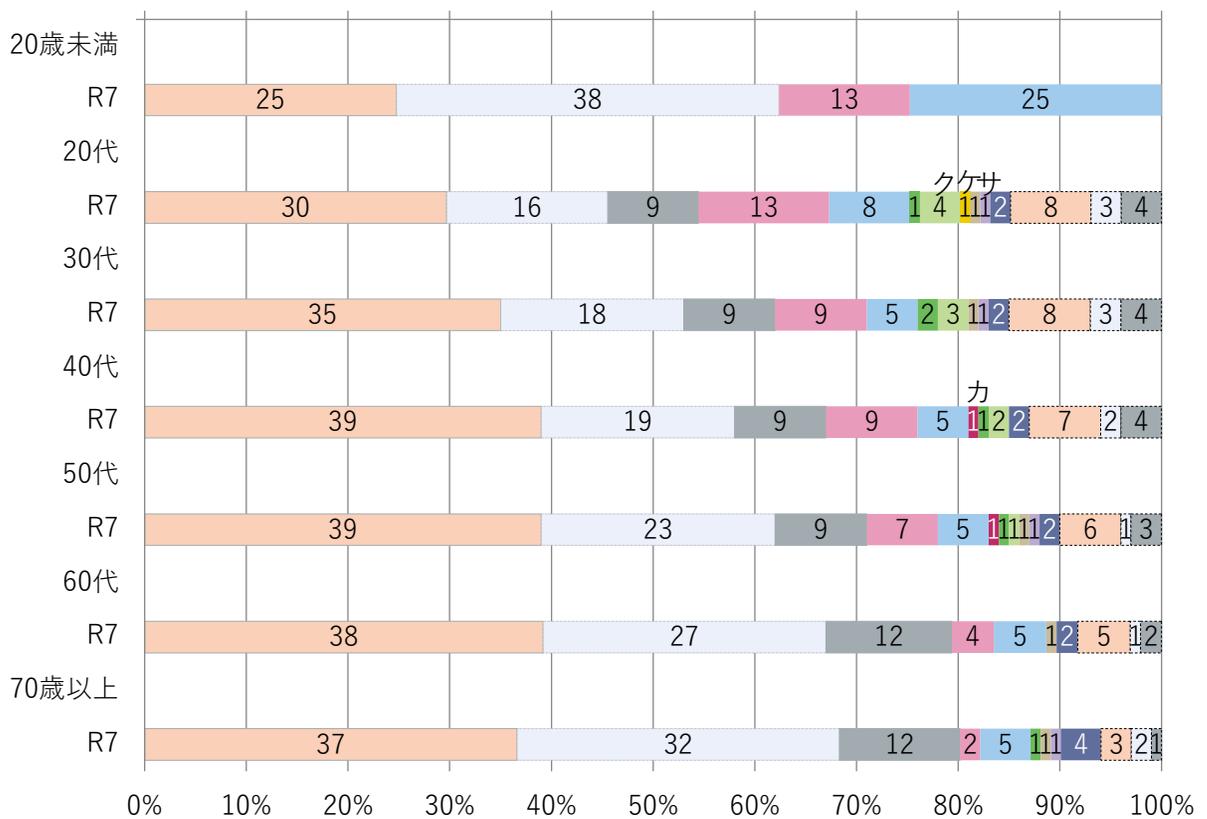
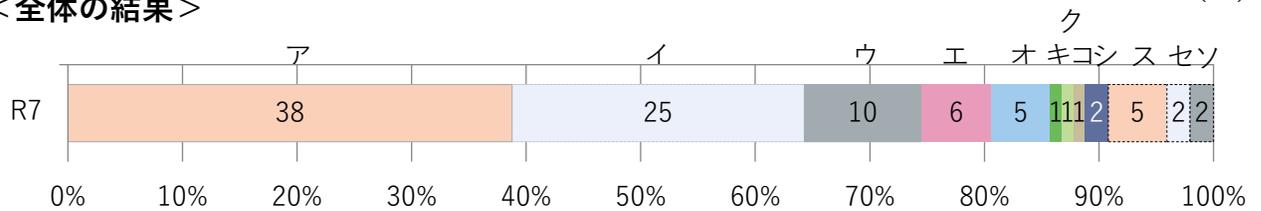


雪処理のルール・マナーについて

【質問10】

令和6年度は、除排雪の仕組みや雪処理のルール・マナーの周知啓発に取り組むため、広報誌への連載企画や、テレビCM放映・SNS広告などの広報プロモーションによる雪対策の情報発信の強化に取り組みました。見聞きした情報発信媒体の中で、印象に残ったものを3つまで選んでください。

<全体の結果>



- ア) 広報誌 (あさひばし)
- イ) 町内会回覧チラシ
- ウ) 市ホームページ
- エ) 市SNS
- オ) テレビCM
- カ) 特設サイト
- キ) YouTube動画
- ク) SNS広告
- ケ) Tver
- コ) ラジオCM
- サ) 街頭放送
- シ) ポスター・リーフレット
- ス) フリーペーパー
- セ) パトロール車による広報
- ソ) その他

印象に残った情報発信媒体は、「ア) 広報誌 (あさひばし)」が38%、「イ) 町内会回覧チラシ」が25%、「ウ) 市ホームページ」が10%の順となりました。

次いで「エ) 市SNS」「ス) フリーペーパー」「オ) テレビCM」の順で回答数が多くなっていますが、「エ」「ス」は年代が上がるにつれ減少するのに対し、「オ」は年代を問わず印象に残っていることが分かりました。



これからの旭川の除排雪について

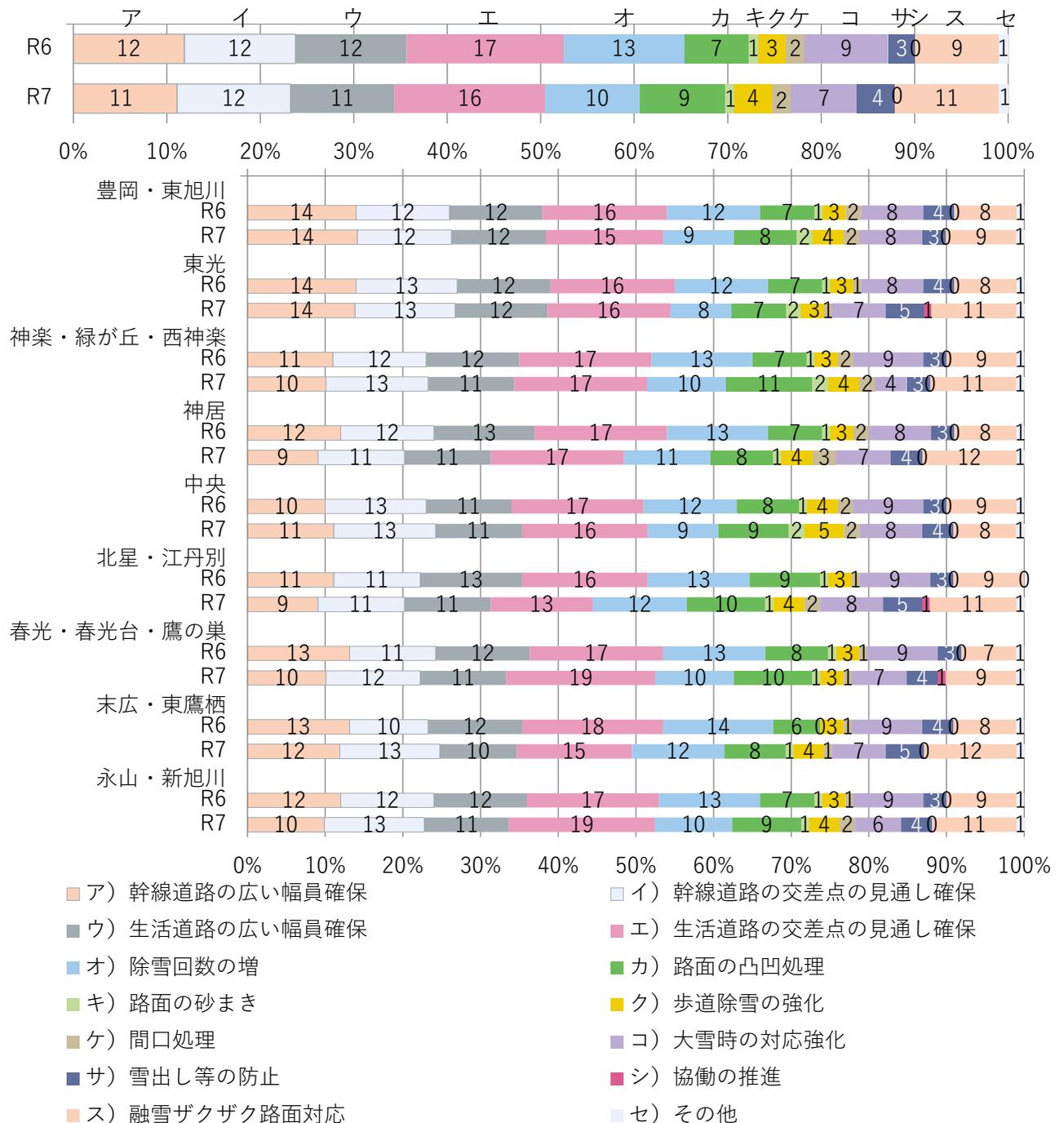
【質問 1 1】

これからの除排雪においては、どのようなことを優先していくべきだと思いますか？

当てはまるものを3つまで選んでください。

(%)

< 全体の結果 >



除排雪において何を優先すべきかは、昨年度調査と同様「イ、エ）交差点の見通し確保」との回答が最も多く、引き続き今後の重要課題として検討しなければなりません。次いで「ア、ウ）幅員確保」となっています。

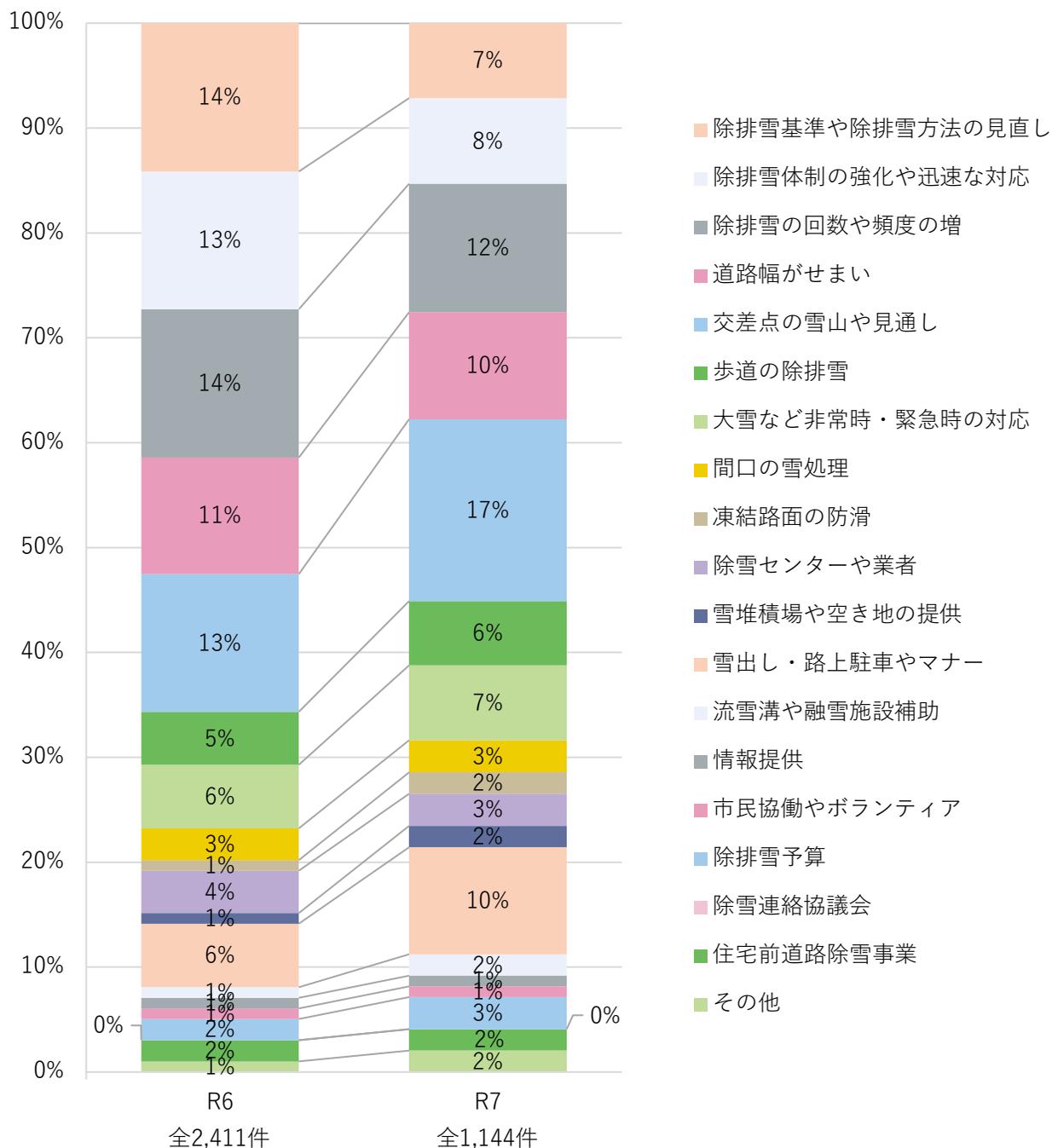
また1月上旬から中旬の気温上昇でザクザク路面が発生し解消に時間を要したことから、「ス）ザクザク路面对応」に対する回答も多くなっており、市民生活に直接影響する除排雪の作業に関することが最優先に求められています。



全体を通して

【質問12】

除排雪や雪対策など全般について、皆様のご意見などがありましたらお聞かせください。



自由意見では様々な意見がありました。令和6年度調査では「除排雪基準や除排雪方法の見直し」「除排雪の回数や頻度の増」「除排雪体制の強化や迅速な対応」として、令和5年12月の大雪による道路状況の悪化に関する意見が多くあったのに対し、令和7年度調査では、「交差点の雪山や見通し」に関する意見が多くありました。

また、昨年度と比較し「雪出し・路上駐車やマナー」として、近隣の雪出し行為についての指導を求める意見が増えています。

旭川市雪対策基本条例 が施行されました

どうして条例ができたの？

道路の除排雪など雪対策は、快適な市民生活や円滑な経済活動に欠かせないものです。しかし近年では、急な暖気など気象状況の変化への対応や、道路への雪出しによる道路状況の悪化など、雪対策について多くの課題があります。

そこで、市の責務、市民・事業者の役割を明らかにし、協働して雪対策に取り組むため、条例を制定しました。

雪対策基本
条例の詳細



どんな条例なの？

市の責務

- 雪対策に関する**基本的な計画**を策定し、施策を総合的かつ計画的に実施します。
- 施策の実施に当たっては、市民、事業者等に**周知**を図り、協力を得るよう努めます。
- 地域除雪活動への**適切な支援**に努めます。
- 雪処理のルール^①の浸透及びマナーの向上を図るため、**啓発活動**を推進します。



市民と事業者の役割

- 敷地内の雪は、**自らの責任と負担**で処理することが基本原則です。雪処理のルールとマナーを守るよう努めましょう。
- 地域除雪活動に積極的に参加するなど、地域の雪対策の課題に対して**互いに協力、助け合う**よう努めましょう。
- 市、国及び北海道が実施する**施策**に協力するよう努めましょう。



遵守事項

①守らなければならないこと【義務】

- 敷地内の雪をみだりに**道路に出してはいけません**。
- 河川や水路等への**投雪**により、**流水に支障**を及ぼしてはいけません。

②守るよう努めなければならないこと【努力義務】

- 路上駐車の際は、違法駐車等に該当しない場合であっても、**除排雪作業の支障**とならないよう努めなければなりません。
- など



指導及び勧告

- 市長は、遵守事項①が守られないことにより道路交通又は河川の流水に支障があるときは、**指導**をすることができます。
- 市長は、指導を受けた者が指導に応じないときは、**勧告**をすることができます。

行政指導



冬の暮らしのルールやマナーについては裏面を確認してください

お問い合わせ先
雪対策課 ☎25-6225

あさひかわの冬のルールやマナーを守りましょう

敷地内の雪は道路に出してはいけません



- ・ 通行の妨げや事故の原因となり大変危険です。
- ・ 道路への雪出しは道路交通法、道路法で禁止されています。

河川等への投雪により、流水に支障を及ぼしてはいけません



北海道のHPより引用

- ・ 河川への投雪は河川法等で禁止されています。
- ・ 投雪により川が塞がれていると春先や暖気の時に雪が解けた水があふれるおそれがあります。
- ・ 投雪者や周辺にお住まいの方、子どもなどが河川に転落する危険があります。

道路交通又は河川の流水に著しく支障がある場合は**指導及び勧告**の対象となります

除排雪の支障となる路上駐車はやめましょう



- ・ 路上駐車があると除雪車が通れず除排雪ができません。
- ・ 長時間の路上駐車は法律で禁止されています。

雪の堆積スペースの確保や融雪槽の設置などの対策により、近隣の迷惑や道路・河川等の支障にならないよう努めましょう

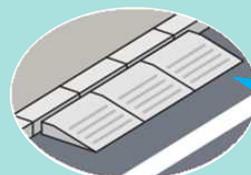
- ・ 敷地内に雪の堆積場所を確保するなど雪処理に考慮しましょう。
- ・ 屋根の雪が、道路等に落雪すると大変危険ですので、雪止め等の設置や早めの雪下ろしなど落雪を防止しましょう。



＜＜ 除排雪作業を進めるにあたってのお願い ＞＞



除雪車の通過後に**玄関や車庫の前**などに残った雪は、必要に応じて皆さんで処理をお願いします。



上がり石などの**障害物を道路上**に置かないでください

【旭川河川事務所からのお願い】

堤防に雪を押しつけないでください



堤防は、大雨などによる河川の増水に対して、住宅地等に増水した水が入らないようにしている河川構造物です。

毎年、降雪時には堤防に雪を押しつけているといった状況が多く見られます。雪の押しつけると、安全面に問題を生じさせます。

- ・機械等で堤防を傷つけてしまう
- ・排水路に雪や泥が詰まることで、水が溢れる
- ・雪解けが遅くなり、利用に支障をきたす 等



安全で住みよい環境維持のため、マナーを守った除雪をお願いいたします。
なお、巡視等で押しつけを確認した場合、河川事務所から個別に指導させていただきます。

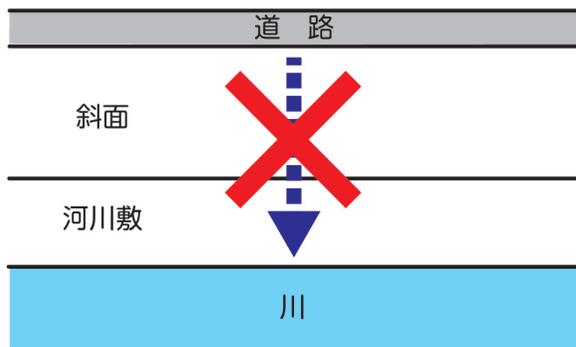
【連絡先】旭川河川事務所 0166-48-2131

川で遊ぶときは注意しましょう

冬編



川に垂直に向かって そりすべりで遊ぶことは危険です



様々な条件が重なると川へ落ちる可能性が高まります。保護者監視のもと、安全対策を十分に行って河川敷を使用してください。



雪が積もると下の様子がわからなくなり危険です。



氷に乗ったり踏んで割るのは危険です。

回覧用

道路除雪の相談会

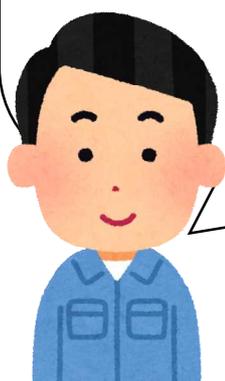
開催日時・会場
について
は裏面をご覧ください



除雪と排雪の違いって...？
宅地の雪を道路に出しては
いけないの...？

- ・ 除雪は道路の端に雪を「かき分ける作業」のこと、排雪は道路から雪を「運び出す作業」のことです。
- ・ 雪対策基本条例で宅地の雪を道路に出してはならないと規定されています。

・・・などなど 道路除雪にかかわる
「疑問」や「地域の課題」について、
お気軽にご相談ください。



お問い合わせ
旭川市土木部土木事業所
電話 36-2244

令和7年度 道路除雪の相談会日時・会場

地区名	日時	会場
中央	11月27日(木) 13:00~17:00	7条通10丁目 旭川市第二庁舎4階 会議室4A
豊岡・東旭川	11月26日(水) 13:00~17:00	豊岡3条3丁目 東部まちづくりセンター 会議室
東光	12月3日(水) 13:00~17:00	東光10条3丁目 東光公民館 第1・第2講座室
神楽・緑が丘・西神楽	11月26日(水) 13:00~17:00	神楽3条6丁目 神楽公民館 第3学習室 (神楽市民交流センター2階)
神居	12月2日(火) 13:00~17:00	神居2条9丁目 神居公民館 中会議室 (神居支所内2F)
北星・江丹別	11月27日(木) 13:00~17:00	北門町8丁目 北星公民館 講座室
春光・春光台・鷹の巣	11月26日(水) 13:00~17:00	春光台3条5丁目 春光台地区センター 1階会議室
末広・東鷹栖	12月3日(水) 13:00~17:00	末広1条2丁目 末広公民館 2階講堂
永山・新旭川	11月26日(水) 13:00~17:00	永山3条19丁目 永山公民館 中会議室

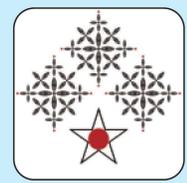


旭川市公式 地域情報共有プラットフォームアプリ

あさひかわ くらしのアプリ



通信にかかる費用については、利用者のご負担となります。



あさひかわ
くらしのアプリ



上記の二次元バーコードを読み込むか各ダウンロード先で「あさひかわ くらしのアプリ」を検索してください！

公式SNS も

- LINE LINE
- Twitter
- Facebook
- Instagram
- YouTube

「あさひかわ くらしのアプリ」で使える主な機能

くらしのお知らせ	ごみ	防犯	災害	除雪

この他にも、くらしに役立つ機能を順次追加

旭川市

アプリについてのお問合せ 旭川市役所市民生活部地域活動推進課 ☎0166-25-6012

「あさひかわ 暮らしのアプリ」ダウンロード方法

アプリは、以下の方法、または、QRコード（表面に記載）からダウンロードできます。

Android

- 1 ホーム画面で「Play ストア」をタップ
- 2 「アプリ」をタップ
- 3 「検索欄」をタップ
- 4 検索入力欄に「あさひかわ 暮らしのアプリ」を入力し検索
- 5 「あさひかわ 暮らしのアプリ」をタップ
- 6 インストールをタップ
- 7 インストール終了後、メニュー画面にアプリケーションが追加されたのを確認

iPhone（リンゴマークのスマートフォン）

- 1 ホーム画面で「App Store」をタップ
- 2 「検索」をタップ
- 3 「検索入力欄」をタップ
- 4 検索入力欄に「あさひかわ 暮らしのアプリ」を入力し検索
- 5 「あさひかわ 暮らしのアプリ」入手をタップ
- 6 Apple IDを入力し、画面右上の「サインイン」をタップ
- 7 パスワードを入力 → 「サインイン」をタップ
- 8 インストールをタップ
- 9 インストール完了「入手」のボタンが「開く」に切り替わります

「除雪」メニューから除排雪に関する通報や各種情報確認が可能に



NEW! ボタンを追加
生活道路の排雪予定、
雪堆積場の開設状況
が確認できます

通報フォームは
ココをタップ！

除排雪の改善要望はこちらの専用フォームで